

中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>本手順は、産業競争力強化法第134条第1項の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）又は中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）が実施する、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく保証債務の整理の支援を実施する業務（以下、「保証債務整理支援業務」という。）について、その内容、手続、基準等を定めるものである。なお、<u>本手順は、ガイドライン第7項（2）イに規定する主たる債務と保証債務の一体整理を図る場合（以下、「一体型」という。）とガイドライン第7項（2）ロに規定する保証債務のみを整理する場合（以下、「単独型」という。）のいずれの場合にも対応する手順として定めるものである。また、本手順で使用する用語について、本手順中に特段の定義がない場合にはガイドラインに従うものとする。</u></p> <p>1. (略)</p> <p>2. 保証債務整理支援業務の内容</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施部門は、窓口相談（第一次対応）で把握した<u>主たる債務者たる中小企業者（以下、「主債務者」という。）及び保証人の状況に基づき、実施部門において弁済計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融関係者等）を活用しつつ、債権者等との連携を図りながら具体的で実現可能な弁済計画の策定支援（弁済計画策定支援：第二次対応）を行う。弁済計画策定支援の業務手順は「4. 弁済計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。</u></p>	<p>本手順は、産業競争力強化法第134条第1項の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下、「認定支援機関」という。）又は中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）が実施する、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づく保証債務の整理の支援を実施する業務（以下、「保証債務整理支援業務」という。）について、その内容、手続、基準等を定めるものである。なお、本手順で使用する用語について、本手順中に特段の定義がない場合にはガイドラインに従うものとする。</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 保証債務整理支援業務の内容</p> <p>① (略)</p> <p>② 実施部門は、窓口相談（第一次対応）で把握した保証人の状況に基づき、実施部門において弁済計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、<u>金融機関経験者等</u>）を活用しつつ、債権者等との連携を図りながら具体的で実現可能な弁済計画の策定支援（弁済計画策定支援：第二次対応）を行う。弁済計画策定支援の業務手順は「4. 弁済計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。</p>

③ (略)

3. 窓口相談 (第一次対応)

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

① 実施部門は、相談に応じる時間を定め、保証人及び支援専門家(ガイドライン第5項(2)ロに規定する支援専門家。以下、保証人及び支援専門家を総称して「保証人ら」という。)の連名の申し出により(相談申込書(書式1)の受理)、統括責任者補佐(場合によっては統括責任者)が対応する。なお、保証人に支援専門家がない場合には、統括責任者は、必要に応じて、支援専門家候補を紹介することができる。

② 統括責任者及び統括責任者補佐は、保証人らから保証債務の整理に向けた取り組みの相談を受け、以下に掲げる事項を把握し、課題の解決に向けた適切な助言、支援機関等の紹介を行う。

- ・ 保証契約の概要
- ・ 主債務者の法的債務整理手続又は準則型私的整理手続(ガイドライン第7項(1)ロに規定する法的債務整理手続又は準則型私的整理手続)における状況
- ・ 保証人の資産及び債務の状況
- ・ 主債務者の資産及び債務の状況
- ・ 保証人の破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定する免責不許可事由に関する状況
- ・ 取引金融機関との関係
- ・ 主債務者の窮境原因、経営責任の内容
- ・ 残存資産(ガイドライン第7項(3)③に規定する保証人の手元に残すことのできる資産)の範囲に関する意向

③ (略)

3. 窓口相談 (第一次対応)

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

① 実施部門は、相談に応じる時間を定め、保証人及び支援専門家(ガイドライン第5項(2)ロに規定する支援専門家。以下、保証人及び支援専門家を総称して「保証人ら」という。)の連名の申し出により(相談申込書(書式1)の受理)、統括責任者補佐(場合によっては統括責任者)が対応する。なお、保証人に支援専門家がない場合には、統括責任者は、必要に応じて、支援専門家候補を紹介することができる。また、統括責任者は、支援専門家の適性を有する統括責任者補佐についても、支援専門家候補とすることができる。

② 統括責任者及び統括責任者補佐は、保証人らから保証債務の整理に向けた取り組みの相談を受け、以下に掲げる事項を把握し、課題の解決に向けた適切な助言、支援機関等の紹介を行う。

- ・ 保証契約の概要
- ・ 主たる債務者たる中小企業者(以下、「主債務者」という。)の法的債務整理手続又は準則型私的整理手続(ガイドライン第7項(1)ロに規定する法的債務整理手続又は準則型私的整理手続)における状況
- ・ 保証人の資産及び債務の状況
- ・ 主債務者の資産及び債務の状況
- ・ 保証人の破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定する免責不許可事由に関する状況
- ・ 取引金融機関との関係
- ・ 主債務者の窮境原因、経営責任の内容
- ・ 残存資産(ガイドライン第7項(3)③に規定する保証人の手元に残すことのできる資産)の範囲に関する意向

・ 弁済計画の方針

③ 統括責任者又は統括責任者補佐は、窓口相談で把握した主債務者及び保証人に関する状況を基に、保証人の承諾を得て、対象債権者（ガイドライン第1項に規定する対象債権者）の全部又は一部に対し、その意向を確認することができる。

④ （略）

⑤ 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局及び沖縄総合事務局（以下、「各経済産業局等」という。）及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁へ文書又は電磁的方法により提出するとともに、全国本部にて文書又は電磁的方法により保管するものとする。）。

4. 弁済計画策定支援（第二次対応）

（1） （略）

（2） 弁済計画策定支援の開始

① 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）で把握した状況を基に、弁済計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、保証人らから利用申請書（一体型の場合は書式2-1。単独型の場合は書式2-2）及びその添付資料（別紙1及び2）の提出を受ける。

②～④ （略）

⑤ 統括責任者は、弁済計画策定支援を行うことを決定した場合には、原則と

・ 弁済計画の方針

③ 統括責任者又は統括責任者補佐は、窓口相談で把握した保証人及び主債務者に関する状況を基に、保証人の承諾を得て、対象債権者（ガイドライン第1項に規定する対象債権者）の全部又は一部に対し、その意向を確認することができる。

④ （略）

⑤ 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局及び沖縄総合事務局（以下、「各経済産業局等」という。）に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁に提出するとともに、その写しを全国本部にて保管するものとする。）。

4. 弁済計画策定支援（第二次対応）

（1） （略）

（2） 弁済計画策定支援の開始

① 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）で把握した状況を基に、弁済計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、保証人らから利用申請書（書式2）及びその添付資料（別紙1）の提出を受ける。

②～④ （略）

⑤ 統括責任者は、弁済計画策定支援を行うことを決定した場合には、原則と

して、ガイドライン第7項(3)①に従って、主債務者、保証人、支援専門家及び実施部門の連名で返済猶予等の要請(書式3-1)を行うこととする(ただし、単独型の場合には、保証人、支援専門家及び実施部門の連名で足りるものとする(書式3-2))。また、統括責任者は、一体型の場合には、必要に応じて主たる債務及び保証債務の返済猶予等を同時に行う等主たる債務及び保証債務の一体整理が円滑に進むように助言を行う。

⑥ 統括責任者は、弁済計画策定支援を行うことを決定した場合には、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする(ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁へ文書又は電磁的方法により提出するとともに、全国本部にて文書又は電磁的方法により保管するものとする)。

(3) 個別支援チームの編成

① 統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成される個別支援チームを編成し、弁済計画の策定の支援を行う(ただし、個別支援チームには弁護士を含むものとする)。なお、一体型の場合、本手順により編成される個別支援チームは、主債務者に対する再生計画策定支援の開始により編成された個別支援チームと同一の構成であることを妨げない。

②～③ (略)

(4) (略)

(5) 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容は、ガイドライン第7項(3)②から⑤の規定に従った内容

して、ガイドライン第7項(3)①に従って、保証人、支援専門家及び協議会の連名で返済猶予等の要請(書式3)を行うこととする。また、統括責任者は、ガイドライン第7項(2)イに規定する場合(以下、「一体整理」という。)には、必要に応じて主たる債務及び保証債務の返済猶予等を同時に行う等主たる債務及び保証債務の一体整理が円滑に進むように助言を行う。

⑥ 統括責任者は、弁済計画策定支援を行うことを決定した場合には、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする(ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁に提出するとともに、その写しを全国本部にて保管するものとする)。

(3) 個別支援チームの編成

① 統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐の他、外部専門家から構成される個別支援チームを編成し、弁済計画の策定の支援を行う(ただし、個別支援チームには弁護士を含むものとし、支援専門家に就任した統括責任者補佐を含むことはできない)。なお、一体整理の場合、本手順により編成される個別支援チームは、主債務者に対する再生計画策定支援の開始により編成された個別支援チームと同一の構成であることを妨げない。

②～③ (略)

(4) (略)

(5) 弁済計画案の内容

弁済計画案の内容は、ガイドライン第7項(3)②から⑤の規定に従った内容

とする。なお、一体型の場合には、原則として、主債務者の再生計画案に保証人の弁済計画案も記載するものとする。

(6) (略)

(7) 債権者会議の開催と弁済計画の成立

① (略)

② 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を文書等により確認した時点で弁済計画は成立する。なお、一体型の場合には、主債務者の再生計画案についての同意をもって、弁済計画案についての同意があったものとみなすことができる。

③～④ (略)

(8) 弁済計画策定支援の完了

① (略)

② 統括責任者は、弁済計画策定支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする(ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁へ文書又は電磁的方法により提出するとともに、全国本部にて文書又は電磁的方法により保管するものとする。)

(9) 弁済計画策定支援の終了

① 弁済計画策定支援を開始した後、弁済計画案の作成を断念した場合、弁済

とする。なお、一体整理の場合には、原則として、主債務者の再生計画案に保証人の弁済計画案も記載するものとする。

(6) (略)

(7) 債権者会議の開催と弁済計画の成立

① (略)

② 対象債権者の全てが、弁済計画案について同意し、その旨を文書等により確認した時点で弁済計画は成立する。なお、一体整理の場合には、主債務者の再生計画案についての同意をもって、弁済計画案についての同意があったものとみなすことができる。

③～④ (略)

(8) 弁済計画策定支援の完了

① (略)

② 統括責任者は、弁済計画策定支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする(ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁に提出するとともに、その写しを全国本部にて保管するものとする。)

(9) 弁済計画策定支援の終了

① 弁済計画策定支援を開始した後、弁済計画案の作成を断念した場合、弁済

計画について全ての対象債権者の同意を得られる見込みがない場合、弁済計画について全ての対象債権者の同意を得られなかった場合（ただし、本手順4.（7）③に基づき変更後の弁済計画が成立した場合を除く。）など、弁済計画策定支援が完了しないことが明らかとなったとき、統括責任者は、保証人らに対して弁済計画策定支援の終了を通知するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応終了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁へ文書又は電磁的方法により提出するとともに、全国本部にて文書又は電磁的方法により保管するものとする。）。

(略)

計画について全ての対象債権者の同意を得られる見込みがない場合、弁済計画について全ての対象債権者の同意を得られなかった場合（ただし、本手順4.（7）③に基づき変更後の弁済計画が成立した場合を除く。）など、弁済計画策定支援が完了しないことが明らかとなったとき、統括責任者は、保証人らに対して弁済計画策定支援の終了を通知するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応終了報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする（ただし、全国本部の支援業務部門が実施する場合には、中小企業庁に提出するとともに、その写しを全国本部にて保管するものとする。）。

(略)